

医療九条の会・北海道 会報

発行：2019年7月 発行責任者：松崎 道幸

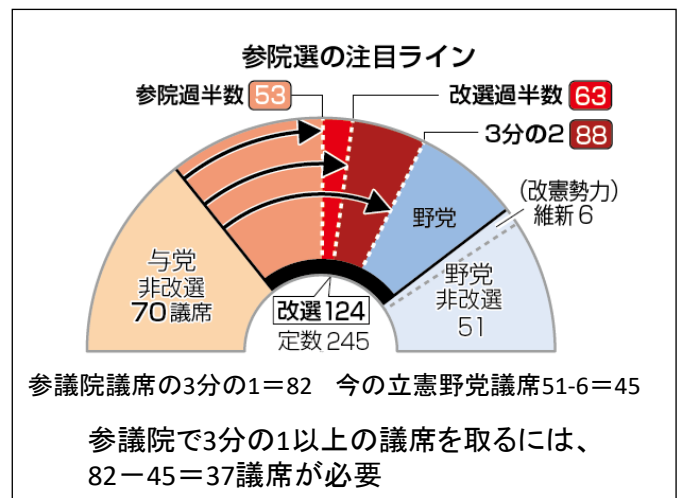
参議院選挙で憲法を守る勢力が37議席以上とれば、憲法改悪を防げます

前回総選挙の結果、衆参両院とも、憲法九条を改悪しようとする勢力が、議席の3分の2以上を占めており、憲法を変える発議がいつでも可能な状態になっていました。しかし、私たちをはじめとする多くの国民の憲法九条を守ろうとする運動が、改憲発議を阻止してきました。これはとても大きな成果です。

さて、参議院245議席の3分の1は82議席です。立憲野党側の非改選議席が45あるため、今回の参議院選挙で立憲野党側が37議席を確保したなら、国会での改憲発議を不可能とすることができます。過去の参院選では、立憲野党側が40～50議席を獲得していましたから、油断なく戦うなら、国会での改憲発議をしっかりと防ぐことができるでしょう（図：時事ドットコムニュースより）

ゆるみなくしっかり戦うためには、周囲の方々に事実を示して、九条を守る勢力への支持を訴える必要があります。例えば、消費税増税導入後私たちの暮らしがきつくなったこと（表）、年金問題では、200兆円近くある積立金を活用し、高額所得者の負担をまともなレベルにするだけで、年金財政が大幅に改善することを広める必要があります。

私たちと、子孫の命と暮らしを守るため、頑張りましょう。



目次

- 参議院選挙で憲法改悪防げます
- 日米地位協定について
- 日本が戦争できない国にあり続けること
- 9条を守ることは生活を守ること
- 戦争法とパレスチナ問題
- 介護保険利用者の生活実態から
- 憲法クイズ
- 5.3 憲法記念日 リレートーク

消費税導入後、どんどん改悪されてきた社会保障

	消費税導入前 (1988年)	2017年
医療費サラリーマン本人	1割	3割
医療費高齢者	800円(月何度でも)	1～3割
国民健康保険料(1人平均)	5万6373円	9万3203円
年金支給開始年齢	60歳	65歳
国民年金保険料	7700円	1万6490円
介護保険料	なし	5514円

日本国憲法より上位に極めて不公平な協定があることをみなさんご存じでしょうか？

日本は第二次世界大戦敗戦後ずっと国連軍の代わりに米軍に占領され続けており、日米合同委員会により経済的にも支配されていることはご存じでしょうか？ 世界中で他国の軍隊をこれほど設置しているのは日本だけ、異常と思いませんか？

憲法九条改正の是非を市民と議論すると、改正派は「日本は自主独立して自分の国は自分の軍隊で守るべきだ」と訴える方が多いのです。

しかし待ってください、アメリカの従属（隷属）国の状態で軍隊を認めると、世界中のアメリカが仕掛ける戦争（ほとんどがグローバル企業の利権獲得と軍需産業の最先端武器使用試験とぼろ儲け）に参加し、多数の民間人と環境を殺戮・破壊することになります。

人類は多大な犠牲を払って侵略戦争を行ってはいならない、戦争で領土拡大をしてはいならないという国際条約を作ったものの、ベトナム戦争、アフガン戦争、イラク戦争は「集団的自衛権」の名で開始されました。

日本は 2015 年安保法制（戦争法）で集団的自衛権を認めてしまいましたが、イラクは大量破壊兵器を隠していると開戦したイラク戦争は間違いだった、と認めていない愚かな国は日本だけ、恥ずかしい限り！

第二次世界大戦までの約 70 年間、日本は強力な中央集権国家を作り上げ（神道、教育勅語、軍人勅諭に国民を従わせ）、戦争で領土を拡大し、強力な軍事国家を作り上げました。

1940 年ころからアメリカは終戦後の日本支配を想定して極東委員会を設置、日本の分析を行ない、戦後日本を占領している間に日本国憲法策定に関与して軍事力を徹底的に削ぎ、天皇制・教育制度・宗教・農地改革・経済制度・選挙制度などあらゆる改革に着手しました。

日本人の民主化段階は 12 歳レベルと評し、戦前・戦後の日本の歴史や日本国憲法を、義務教育や高校の歴史教育の中で時間をかけて正しく教えていません（大問題）。

1950 年に朝鮮戦争が勃発しました。

現在トランプも絡んで北朝鮮問題が注目を浴びていますが、戦争が終結していないにも関わらず日本では正確に理解されていません（中ソの関わりや、アメリカが空爆で 300 万人の民間人を殺戮し核使用を検討したこと、日本人約 2000 人が軍事輸送に関わったことなど）。

その後のベトナム戦争でも日本は米軍のバックアップ基地となり、第九条があることで韓国のように兵隊を派遣しませんでした。軍需特需でぼろ儲けをしています。高度成長の背景に他国の戦争で儲けたという反省を日本国民はしたでしょうか？

そのころ日本を占領していたアメリカは、サンフランシスコ条約で日本が独立するにあたり条約を締結しました。それが日米安保条約です（日米地位協定は、日米安保条約第六条に基づいて日米間で締結された）。

沖縄の基地は半径 10000km 以内にアジアがすっぽり入ります。また、親米軍事国イスラエルは中東支配の拠点と位置付けられ、アメリカの軍事世界支配の要所になっています。

60 年安保、70 年安保と改定されますが、日本は驚くほどいい加減な対応と密約に終始し、先進国として信じられない不平等条約になっています。

日米安保条約の裏には以下の密約があります。

- ①日本の国土を自由に軍事利用できる権利（基地権）
- ②戦時には自衛隊を自由に指揮できる権利（指揮権）

つまり、墜落事故のリスクがあろうが、夜間・低空飛行訓練に対し地域住民が反対の声を上げようが、いっさい関係なく軍事訓練を行うことができるし実際やっています。

もし安倍総理が提案しているように第九条に自衛隊を書き込めば、「米軍による日本の軍事利用体制」の完成です。沖縄の痛みは、実は日本全国の痛みであるということです。

翁長知事は日米地位協定の問題をずっと日本国民に提起し続けていました。

彼が参加する予定だった昨年 7 月の全国知事会が実は札幌で開催されており、ほとんど報道されません

が「日米地位協定の見直し」を全員一致で採決し国に挙げています。

いよいよ来年1月から、初めての冬季オスプレイの

飛行訓練が北海道で行われる予定です。

憲法九条改正以前に、この異常な二国間関係を絶対に改善する必要があります！！

日本が戦争できない国であり続けること

医療九条の会・北海道幹事 岡本 哲軌（医師）

“憲法9条をまもれ”と訴えています。新安保法（戦争法）成立後に複数回の国政選挙を経て、私の声と心にはどうにも力が入りません。

憲法9条は、集団的自衛権の行使を認める新安保法の成立を阻止することができませんでした、その9条を守ることで十分なのか？と疑問に思っています。

（憲法を改善するのであれば）、9条に、“自衛隊は日本国内でのみ活動できる”と書き込みたいのですが、その適否はさておき、十分な国民的議論を経て個別的自衛権を行使できる（できない）、集団安全保障には参加できる（できない）等々を憲法9条に書き込んで、国民的合意を形成しようという機運の盛り上がることを期待しています（その願いは、日本が戦争できない国であり続けることです）。

さて、日米安保と地位協定について

以下に、伊勢崎賢治さんが日米地位協定の特異性について記述した文

（<https://gendai.ismedia.jp/articles/-/48780?page=3>）を抜粋して記述します。

===

地位協定の中には互恵的なものがある。それが1951年調印のNATO地位協定、つまりアメリカを含む欧米軍事同盟のそれだ。

お互いに軍事基地を置き合う前提で、同じ地位協定特権を認め合う……。締結した国家間の関係は対等で、不平等さはない。その中に、敗戦国のドイツとイタリアもある。

さらに、ドイツとイタリア両国は、補足地位協定として、第二次大戦後の占領時代からある米軍基地の管理権と制空権を全面的に回復している。訓練を含む米軍の全ての行動は、ドイツとイタリア政府の主権下に統制される「許可制」である。

==

日本は以上のような軍事支配に加えてグローバル企業による経済支配が急速に進んでいます。

次回からはこの信じられない売国行為を解説したいと思います。

在日米軍基地の管理権と制空権を日本が保持していないことは明らかです。

日本がドイツ・イタリアと同様に米軍基地の管理権と制空権を全面的に回復することは、独立国として当然の権利である、と私は思います。

抜粋した記述のなかで、“お互いに同じ軍事基地を置き合う前提で、同じ地位協定特権を認め合う”との記載をどのように解釈すべきでしょうか？

私なりの理解では、“日本が米軍基地の管理権と制空権を全面的に回復する条件として、日本が軍隊を持ち、日本の軍隊がアメリカに軍事基地を置く前提が必要”と読み取ります。

（軍隊ではない自衛隊が米国に基地を置く前提で、米国と同じ地位協定特権を認め合うことができればベストですが・・・）

日米安保条約と地位協定を対等にするを前提ならば、憲法に戦力（軍事力）を保持すると記載するかどうかの議論を尽くして、国民的合意の得られることを願っています。

「安倍政権は憲法を変えて日本を戦争する国に変化させようとしている」との声を耳にしますが、私は「安倍政権は憲法を変えずに日本を戦争できる国に変化させてしまった」と、思っています。

ならば、軍隊を持つ・持たないという意見の相違を超えて、“国連には協力できるが、日本が戦争できない国であることを保証する新しい憲法9条”をつくることが求められると思うのです。

=

最後に本心を述べますが、報道されている自衛隊のあり様（空母や戦車の保持、

戦闘機の購入)を見ると、“憲法違反の自衛隊を解体して、第2警察あるいは災害救助隊に相当する組織に変更せよ！憲法9条を守れ”と叫びたい！

9条を守ることは生活を守ること

医療九条の会・北海道幹事 能條 多恵子（看護師）

私は医療9条の会の共同代表を務めるとともに、地域の9条の会（篠路太平9条の会）の幹事も務めている。ささやかな活動ながら、もう14年も続いている。活動内容としては、月に1回の幹事会（7名）、2～3ヵ月に1回程度開催している講演会または学習会、そして、2ヵ月に1回程度の宣伝カーによる地域巡回、年に4～5回程度の年金支給日に行う銀行前のスタンディング行動などである。

会員数は約125名、会員も幹事も高齢化し、後継者が育っていないのが悩みではあるが、今のところ何とか頑張っている。

現在、全国的な9条の会の活動がどのような状況

なのかはわからないが、憲法9条を守る活動はますます大事になってきていると私は切実に思っている。

私は現在79歳、5歳で終戦を迎えた。防空壕への避難生活、食べるものもない空腹の毎日は今でも鮮明に覚えている。戦争は戦場だけのものではない。そこに生きる女性、子ども、老人など、すべてが巻き込まれ、その生活を奪われていく。私は戦争ほど非人間的な行為はないと思っている。今、戦争に突き進むようとしている安倍政権は、人が生きていくための視点をどこに置いているのかがまったく見えてこない。基幹産業・年金・医療・教育・福祉など、国民の生活を守る視点が見えてこないのです。憲法9条を守ることは生活を守ることだと強く思います。

戦争法とパレスチナ問題

医療九条の会・北海道共同代表

「北海道パレスチナ医療奉仕団」団長
勤医協札幌病院 猫塚 義夫（医師）

2015年9月に安倍政権により憲法違反の「安全保障法制」が多くの人に反対されながらも強行採決を行いました。これは、日本の自衛隊へ集団的自衛権の発動を認め、その海外派兵に道を開くものであります。

今日、トランプアメリカのイラク核合意からの離脱に始まったイランとアメリカの緊張は、両国のみならずイスラエルを含めた中東地域に様々な「事件」を発生させています。

のみならず、ペルシャ湾・ホルムズ海峡での日本タンカー攻撃を含めた緊張の急上昇の中で、トランプ米大統領は「日本のタンカーは自分で守れ」などと自衛隊の海外派兵へ水を向けてきました。同時に「日米

安保条約も破棄すべき」などと、今後の日米貿易交渉、さらなる武器購入、米軍駐留経費負担拡大などの取引に向けて、様々な「脅し」をかけています。

その中でも、ホルムズ海峡への自衛隊派兵は、安保法制による集団的自衛権行使を一気に現実化するものになります。

私は、アメリカからの「脅かしの要請」に基づく自衛隊の海外派兵の第一歩は中東ではないかと以前から述べてきました。まさに、平和憲法の存続が問われる正念場にかかってきたといえます。

中東の国際政治の根本の一つは、パレスチナの難民問題です。1948年イスラエルの「侵略的建国」に

より発生させられたこの問題は、イスラエルを後押しするトランプアメリカの登場で、一気に武力解決への傾斜を強めています。

今回のホルムズ海峡でのイランとアメリカの「対峙」は、戦争状態に入るかもしれない非常に危険な状況なのです。

一方、私は、「安保法制違憲訴訟」の原告の一人としてかかわってきました。

札幌地裁での訴訟の棄却後、今度は札幌高裁への上告に向けて準備をしているところです。このたび、あらためてパレスチナで難民医療支援活動を展開している「北海道パレスチナ医療奉仕団」団長としても意見書を作成いたしました。

現在の緊張感高まる中東情勢を背景に「意見書」を掲載するものです。

意見書

2019年5月25日

猫塚義夫 「北海道パレスチナ医療奉仕団」団長 勤医協札幌病院 整形外科

私は、「北海道パレスチナ医療奉仕団」の団長として、2011年以降12次にわたりパレスチナ難民医療支援活動を行ってきた。その中でも2013年以降7次にわたりガザ地区でもその活動を行った。

特に、イスラエルによるガザ地区の「完全封鎖」は2007年以降すでに12年目に入っている。

物資、特に燃料の枯渇は、

- ① 通電時間が1日4時間という「暗黒」を作り、医療機関での「停電」は、病院機能そのものの存立を危ういものにしている。実際、手術中の停電には、その回復までの間、携帯電話の明かりを寄せ集めて手術を続行せざるを得ない。
- ② 汚水処理能力の不能化は、深刻な環境汚染をきたし健康破壊の基礎的原因となっている。また、医薬品の不足は病気の治療そのものを困難な状態にしている。

2008～2009年、2012年及び2014年に行われたイスラエルによるガザ地区への軍事侵攻では、多くの死傷者を生み出し、同時に地域の建築物やインフラの破壊とともに、医療施設や学校への攻撃が行われ、ガザ地区での安全と生活・健康環境の劣悪化が進んでいる。

また、「封鎖」によるガザの地域経済の破壊は、地域住民の貧困化の進行と失業率の増加につながっている。特に青年たちの失業率は、すでに60%を超えてい

る。同時に、「封鎖」の継続による「世界最大の天井のない監獄」化は、ガザの住民、特にその若者たちの中に将来に対する絶望感をも生み出している。

2018年3月30日からガザ地区とイスラエルの境界でパレスチナ難民による「帰還のための大行進」(Great March of Return GMR)の平和的デモが始まっている。

私は、昨年7月にWHO(世界保健機関)の要請により、ガザ地区南部にあるヨーロッパガザ病院で、デモでの死傷者への治療に従事した。

ガザ住民の平和的、非暴力デモに対して、イスラエル兵が催涙弾と実弾で対応している。昨年3月30日から本年4月30日までの期間、死者279名、負傷者31,514名の被害が出ている。(OCHA「国連人道問題調整事務所」による)

この中でもイスラエル狙撃兵によるパレスチナ人平和デモ参加者に対する攻撃による下肢外傷の結果、現在1600名の下肢切断患者さんが発生させられている。人口200万人のガザ地区で昨年3月以降の短期間にこのような死傷者と障害者の発生は、ガザ地区とそこに暮らす住民に対して、現状への杞憂と将来への絶望を増大させている。

こうした事実は、人々の命と健康を守り、増進させ

ることを目的として活動している私たちにとって全く許すことができない事実である。

パレスチナ人の平和的デモに対して、実力＝暴力で対応してくるイスラエルの軍事的実力行使は、イスラエルとパレスチナという国家間の問題の解決に武力をもって対処しようとするイスラエルの好戦的政策の結果である。

その結果、昨年7月14日と11月13日イスラエルによるガザへのミサイル攻撃により、私達の医療・こども支援活動の遂行が不可能となった。

前者は、「第10次臨時パレスチナ医療・こども支援活動」でヨーロッパガザ病院における手術支援活動中であった。後者は、「第11次パレスチナ医療・こども支援」でガザ地区中部にあるヌセイラートの診療所での診療活動と小学校での絵画交流活動が中止に追い込まれたのだ。

こうして、私達が目指し実践しているパレスチナ・ガザ地区での平和的人道支援活動がイスラエルの武力攻撃＝暴力により実践できなくなったのである。

ここで、私はこの暴力的政策を続けるイスラエルが、アメリカ・トランプ政権により後押しされていることとともに、日本の安倍政権とも友好関係にあることを指摘しなければならない。

日本政府は、2014年武器輸出三原則を防衛装備移転三原則に変更し、海外での防衛備品＝武器の技術移転や共同開発などへ積極的姿勢を示してきた。イスラエルとの関連では、ガザ侵攻で出撃するF35戦闘機の共

同開発にも関わり、イスラエルへの部品の輸出を可能にしてきたのだ。

そして、2015年9月の安保法制の制定は、自衛隊の集団自衛権行使容認により、それまでのアメリカを介してのイスラエルとの関係から直接「紛争当時国」となる可能性のあるイスラエルへの様々な段階での「軍事協力」を強化している。

パレスチナ・ガザ地区への侵攻・攻撃を繰り返すイスラエルと日本の軍事連携の強化は、パレスチナ・ガザ地区での軍事的被害を増大させるとともに、我々が行っている平和的人道的「医療・こども支援活動」を妨害することに手を貸すものであることは明らかである。前述したようにイスラエルによるガザ地区へのミサイル攻撃で私たちの活動が2度も中止に追い込まれてきたのだ。

私達のパレスチナ難民支援活動は、憲法前文にうたわれている平和的生存権（われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する）に基づく非武装・非暴力の平和的国際人道支援活動である。

パレスチナ・イスラエル問題の解決を目指すうえで、この活動を今後も前進的に継続するものである。そのためにも平和的国際人道支援活動を妨げる安保関連法の違憲性は明確であり、私はその廃棄を求めるものである。

介護保険利用者の生活実態から

医療九条の会・北海道幹事
勤医協居宅介護支援事業所手稲あけぼの
本多 なおみ （介護支援専門員）

2000年4月にスタートした介護保険制度は「介護の社会化」を果たさないまま給付制限へ向かっています。「地域包括ケアシステム」の名のもとに病床数の削

減、在院日数の短縮など医療から介護への流れを作り、医療依存度の高い高齢者が在宅へ押し出されています。

国は「住み慣れた家で生活するのは本人・家族の意向」と表向きはきれいな言葉を使いますが、重くのし掛かる介護保険の利用料や療養費で生活を圧迫しているのが実態です。とりわけ「現役並み所得」と称される方の介護保険の利用料が、2015年に2割負担、2017年に3割負担の導入をされました(表)が、その方々が経済的に豊かな生活送っているとは限りません。

70歳代のAさん

現在70歳代のAさんは再婚同士で高校受験を控える息子さんと3人暮らしです。大手商業施設の幹部社員で全道を飛び回る生活を送っていました。

職員検診で便潜血反応を指摘されていましたが、多忙を極めるAさんにとって再検査を受ける時間はなく3年が経過。その頃には血便と腹部膨満感・食欲不振などの症状と共に体重が10kg以上減っていました。意を決し受診した時には、12cm大の腫瘍がS状結腸にあり膀胱まで浸潤していました。治療のため即日入院しましたが腫瘍があまりにも大きく手術適応にならず化学療法を選択。同時に排泄経路の確保のため人工肛門と両側の尿管皮膚瘻が造設されました。がん告知と3つのストーマ造設の事実をAさんは到底受け入れられず葛藤・困惑の日々が続きましたが、「いずれ、また職場に復帰したい。妻と息子のために死ぬわけにいかない」と決心し闘病生活をスタートさせました。

退院後は、抗がん剤の抜針とストーマ管理のため訪問看護を導入。ターミナル期のため訪問看護は医療保険対応ですが、電動ベッドなどの福祉用具は介護保険対応のため、「現役並み所得」と見なされるAさんは3割負担を強いられました。1割負担であれば月2,000円程で済みますがAさんの場合は毎月6,000円の出費。また、ストーマ装具は3ヵ所分必要で日常生活用具給付券を使っても毎月1万円以上負担しなければなりません。その他に、受診費用や受診時の交通費など、様々な制度を利用してもAさんの療養には月5～6万円以上の費用がかかります。

これまでAさんは、傷病手当金で生活していましたが、この6月に支給が終了。7月からは年金生活になり、さらに収入が減ります。海が一望できるマンションはAさんの自慢でしたが、年金だけでは、療養費や

住宅ローン・管理費などが賄えず、マンションを売る決意をして妻の実家へ引っ越しを予定しています。

80歳代のBさん

80歳代で妻と二人暮らしのBさんは、血糖コントロールが不良で高血糖・低血糖・脱水などで入退院を繰り返していました。退院後、インスリンや内服・病状管理のため訪問看護と自宅での入浴が困難なためデイサービスを導入しましたが、年金収入がたった2万円多いというだけで介護保険の利用料は2割負担。毎月約2万円かかります。

「もう入院したくない」という一心で自己血糖測定器とにらめっこしながら毎日の食事療法や運動に取り組むBさん。訪問看護やデイサービスはBさんに欠かせない介護サービスですが、「(定期受診前は)セットする薬がないから訪問看護が来てもやることがない」、「腰が痛いからデイサービスに行けない」と利用料金の支払いを押さえるためにキャンセルすることが多々あります。毎日の食事は奥様が作っていますが、年金支給日前になると冷蔵庫の中にはほとんど食べ物がなく、朝・昼は菓子パン・夕食は野菜炒めで済ませ、翌朝には低血糖を起しブドウ糖やバナナを摂取することが続いています。奥様は「病院ではバランスの良い食事を作れと言われてたけど野菜が高くて買えない。これ以上(食費を)削れと言われても削りようがない」と話されます。また、冬は備え付けのストーブを使うと電気代が月1万円以上かかるため、ガソリンスタンドまで片道30分以上雪道を歩いて灯油を買いに行っています。

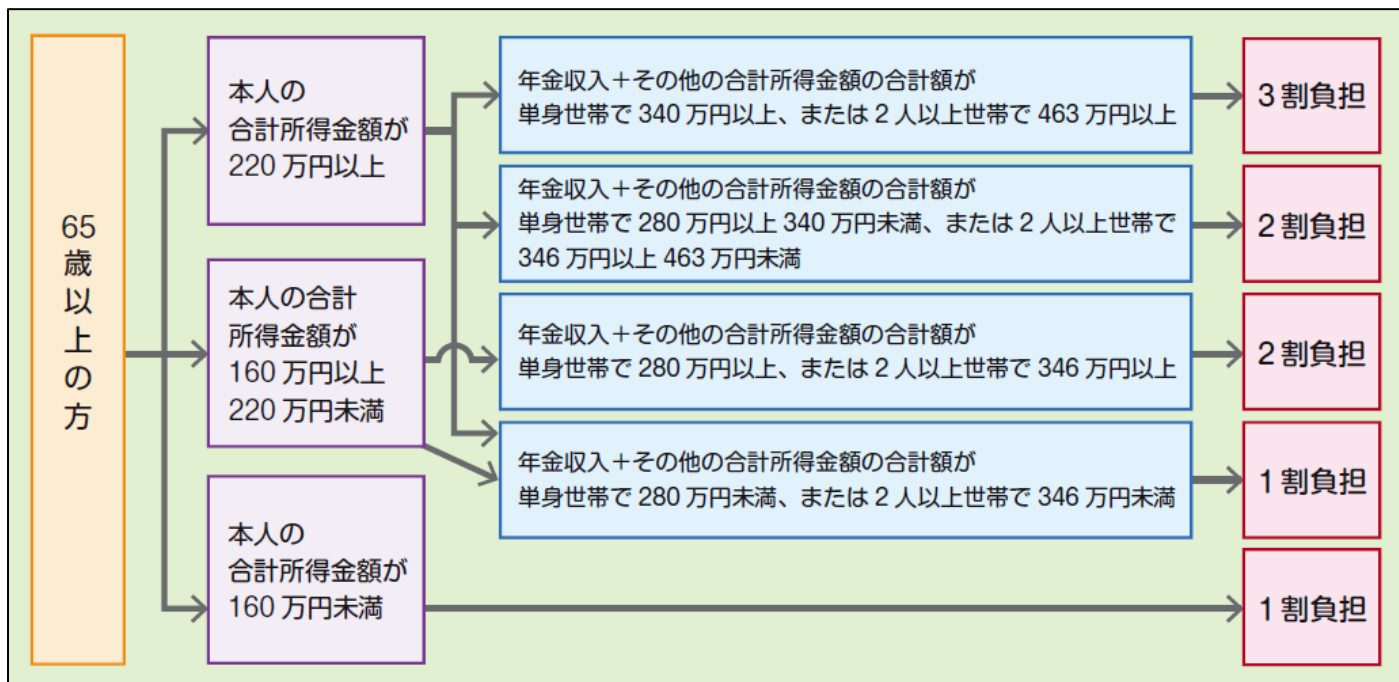
9条があるから25条がいかされます

Aさん・Bさん共に、本当に「現役並みの所得」で経済的に豊かな生活を送っていると言えるでしょうか？ご紹介したお二人は氷山の一角で大多数の高齢者は生活のために様々な切り詰めを強いられています。そんな現状を見過ごすわけにいきません。

この間、安倍政権はアメリカの言いなりになり、軍備拡大を進めるとともに憲法9条に「自衛隊」を明記し日本が戦争をする国に総仕上げをしようとしています。そんな国民を大事にしない政権に憲法を変える資格はなく平和憲法を変えることは誰も望んでいません。

日本国憲法の前文では「ひとしく恐怖と欠乏から免れ平和のうちに生存する権利」が全世界の国民にあるとしています。戦後の荒廃の中、9条で「平和」を25条で一人ひとりの「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を定めました。社会保障の充実が平和が前提です。そして9条があるから25条がいかされます。

私たち、医療・介護従事者が、いのちを守るものとして、「平和」や「生きる権利」を守り2,000万円(3,000万円)貯めなくても老後や暮らしに展望が持てる世の中になるまで声を上げ続けることが、今、問われていると思います。



憲法クイズ

この「憲法クイズ」は6区市民の会・共同代表 畑地雅之（弁護士）が作成し「佐々木隆博さん&立憲野党と気軽に語る会（2019年2月10日）」で披露したものです。ファイルをご恵送頂きました畑地様にお礼申し上げます。左段に質問、右段に解答を載せましたので、右段を隠しながら考えてみてください、結構難しいですよ（松崎 道幸）

第1問	答え：×
「私たち国民は憲法を守らなければならない」は ○か×か？	<ul style="list-style-type: none"> 憲法は、国家権力を「縛る」法＝立憲主義 あらかじめ権力に規制を加えることで、国民の権利や自由をまもる

<p>第2問</p> <p>次のうち、憲法尊重擁護義務が<u>無い</u>のはどれか？</p> <p>① 内閣総理大臣 ② 参議院議員 ③ 弁護士</p>	<p>答え：③</p> <p>憲法第99条</p> <p>「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ」</p>
<p>第3問</p> <p>以下3つの「自由」に優劣はないは</p> <p>○か×か？</p> <ul style="list-style-type: none"> ・思想及び良心の自由 ・居住、移転及び職業選択の自由 ・信教の自由 	<p>答え：×</p> <p>二重の基準（ダブル・スタンダード）理論</p> <p>表現の自由を中心とする精神的自由を規制する立法等の合憲性は、経済的自由を規制する立法よりも、特に厳しい基準によって審査されなければならないとする憲法理論</p> <p><二重の基準の理論解説></p> <p>民主政の過程を支える精神的自由は「こわれやすく傷つきやすい」権利</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>不当に制限されている場合は知る権利も十分保障されていない(民主政の過程そのものが傷ついている)</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>裁判所が積極的に介入して民主政の過程の正常な運営を回復する必要性</p>
<p>第4問</p> <p>次のうち、「刑事被告人」の権利として<u>明記</u>されているものはどれでしょう。</p> <p>①証人審問権・証人喚問権 ②弁護士依頼権 ③自己負罪拒否の特権</p>	<p>答え：①②③全て</p> <p>①証人審問権・証人喚問権</p> <p>第37条2項「刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を充分に与へられ、又、公費で自己のために強制的な手続により証人を求める権利を有する」</p> <p>②弁護士依頼権</p> <p>第37条3項「刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを附する」</p> <p>③自己負罪拒否の特権</p> <p>第38条「何人も、自己に不利益な供述を強要されない」</p>
<p>第5問</p> <p>「国民の義務」として憲法で<u>明記</u>されていないものはどれでしょう。</p> <p>①納税の義務 ②勤労の義務 ③普通教育を受ける義務</p>	<p>答え：③</p> <p>教育を受けることは「権利」です。</p> <p>憲法26条1項 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。2項 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。</p> <p><補足解説></p> <p>憲法に「国民の義務」を定めるのはおかしい？</p> <p>→第1問で私たち国民は「憲法を守らなければならない」は、×って言ってたじゃないですか！</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>立憲主義的に考えると、「義務」というより「主権者としての責任」と表現したほうが適切かも知れません。</p>

<p>第6問</p> <p>次のうち、憲法に明記されている組織はどれか</p> <p>① 自衛隊 ② 公安委員会・警察署 ③ 会計検査院 ④ 政党 ⑤ 省庁</p>	<p>答え：③</p> <p>第90条</p> <p>「国の収入支出の決算は、すべて毎年<u>会計検査院</u>がこれを検査し、内閣は、次の年度に、その検査報告とともに、これを国会に提出しなければならない」</p> <p>※（参考）第65条「行政権は、内閣に属する」</p> <p>松崎注：現行憲法では自衛隊も政党も憲法の規定がないので法律で禁止できる。しかし自民党の九条改憲案には「内閣総理大臣を最高の指揮監督者とする自衛隊を保持する」と述べられており、アベ改憲が実行されたなら、自衛隊は憲法で認められた存在となる。</p>
<p>第7問</p> <p>「戦力不保持を定めた第9条2項の冒頭には、「前項の目的を達するため」と記載されていることから、禁止されているのは侵略戦争のための戦力であって、自衛のための戦力までは禁止されていない。」は</p> <p>○か×か</p>	<p>答え：×</p> <p>（ただし、諸説あります）</p> <p>少なくとも、</p> <p>「昭和47年政府見解」</p> <p>「平成26年閣議決定」</p> <p>はそのようには考えません。</p> <p>（自衛のための必要最小限度の「実力」）</p>
<p>第8問</p> <p>「最高裁判所は、自衛隊を「合憲」と判断したことがある」は</p> <p>○か×か</p>	<p>答え：×</p> <p>○砂川事件 安保条約、米軍駐留の違憲性が争点</p> <p>○長沼ナイキ訴訟 自衛隊の違憲性が争点となったが、最高裁は憲法判断を回避</p> <p>○恵庭事件 札幌地裁は憲法判断を回避し、被告人は無罪。検察が控訴せず確定。</p>
<p>第9問</p> <p>「憲法を改正するためには、各議院の総議員の3分の2以上の賛成があればよい」は</p> <p>○か×か</p>	<p>答え：×</p> <p>第96条</p> <p>「この憲法の改正は、各議院の総議員の三分の二以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、<u>特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行はれる投票</u>において、その過半数の賛成を必要とする」</p>
<p>第10問</p> <p>「私たちの憲法が、私たちの基本的人権をしっかりと擁護してくれているので、私たちは何も心配することはない」は</p> <p>○か×か</p>	<p>答え：×</p> <p>第12条前段</p> <p>「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。」</p>



いのちを守る医療・介護者は、
憲法を守ります。

5.3憲法記念日 リレートーク



72年目の憲法記念日の5月3日、道内各地で憲法を守るとりくみが行われました。

安倍自公政権は、憲法に違反して、戦争をするための準備をすすめ、今国会(会期末は6月26日)で、憲法審査会を再始動させ、自民党の改憲案を提示し、憲法9条を改悪しようとしています。

こうした中、医療9条の会・北海道は、大通公園で、「憲法を守ろうリレートーク」を行いました。医師や看護師をはじめ医療・介護従事者などが集まり、憲法を守り活かす必要性を、自らの体験も踏まえてアピールしました。堀元進副幹事長は、沖縄の辺野古基地建設中止を求めて、三線を引きながら、沖縄民謡を披露。また、戦争のない社会をつくるため、「上を向いて歩こう」の替え歌をギター之音に合わせて合唱しました。公園で休んでいる方や通りすがりの方からも注目されました。最後に、日本国憲法全文と第9条を唱和して、憲法の大切さを確認しました。「安倍9条改憲NO! 憲法を生かす全国署名(3000万署名)」に取り組み、「私もしたい」と署名も集まりました。

リレートークの前には、大通公園で、「憲法施行72周年安倍改憲NO! 守ろう5.3憲法集会」(戦争させない北海道委員会主催)が行われ、750人が参加し、集会後パレードしました。



笑顔でくらしたい

にほんこく けんぽう

日本国 憲法

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないようにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めていゝる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思う。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いずれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立とうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓う。

第二章 戦争の放棄

第九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。